

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年7月12日)

開催日及び場所		平成30年6月21日(木曜日) 四国森林管理局 1階会議室			
委員		齊藤 章 (公認会計士) 坂本 伸廣 (税理士)			
審議対象期間		平成30年1月1日～平成30年3月31日			
審議対象案件		76件 うち、1者応札案件 24件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		15件(抽出率20%) うち、1者応札案件 2件 (抽出率 8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		6件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		件	
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		該当なし
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		件
	物品・役務等	一般競争		6件 うち、1者応札案件 2件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		件	
		随意契約(その他)		1件	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員 からの 意見 ・ 質問 それ に対 する 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳とはどのようなものか。 ・ 四万十森林管理署庁舎トイレ改修業務の入札結果を見ると落札率が100%となっているのはなぜか。 ・ 製材賃挽及び運送業務を随意契約としたのはなぜか。 ・ 林道コンサルタント業務の国有林林道橋梁点検業務の予定価格を見ると約1,700万円と高額だが、総合評価落札方式ではなく一般競争としたのはなぜか。 ・ 収穫調査業務の公告期間が他の事業よりも短いように思えるが、業務によって公告期間が決められているのか。 ・ 入札を行い落札した者が、積算ミスが分かったことにより契約辞退を申し出た場合は、指名停止となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括下請等不正行為排除や現場施工体制の適切な管理等のため、工事受注者が一定金額以上の下請契約を行う場合に、下請契約金額、担当工事内容、工期、現場配置技術者等氏名等を記載する帳票であり、現場に備付けする義務がある。 ・ 予定価格の作成にあたり2者から参考見積りを徴取し予定価格として決定したが、当日の入札参加者が当該見積りを提出した者のみとなった結果、落札率が100%となったものである。 ・ 庁舎新営にあたり、地域材からなる CLT を使用することとしているが、CLT の材料となるラミナを製造できる業者が高知県内で一者のみであることから随意契約とした。 ・ 橋梁点検業務は役務的な要素が強く、調査項目も決まっており一定の資格を有していれば実施可能な業務であること、また、調査設計業務のように技術力を要するものではないことから一般競争としている。 ・ 業務によって公告期間が決められているわけではないが、収穫調査業務の入札に参加できる者は収穫調査を行う技術を有した指定調査機関とされており、四国森林管理局管内では3者しかいないこと、また、事業の早期発注の観点から公告期間を短縮している。 ・ 指名停止要領が決まっており、契約不履行となる場合は、入札執行に対して不誠実な行為を行ったものと認められるため指名停止となる。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし